議会事務局 (gikai@pref.kagawa.lg.jp)

差出人 :

ジ宛先 : gikai@pref.kagawa.lg.jp

CC:

件名: パブリック・コメントへの意見

日時 : 2020年02月04日(火) 20:43

フラグ : 有

!!! このインターネットメールには添付ファイルが含まれていたので除外しました。

!!! 添付ファイルは「インターネットメール受信専用システム」で確認してください。

事業者・記入者:

所在地:

電話番号:

事業内容:

本メールは、「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例(仮称) (素案) 」(以下、「本条例案」 という)のパブリック・コメントへの意見である。

本条例案は、ネット・ゲーム依存症対策としての科学的エビデンスが不足しており、非常に問題が多い。インターネットを利用して情報を閲覧に供する事業者たる私は、本パブリック・コメントに以下のとおり意見を提出し本条例案の撤回を求める。

(1)

第8条3項では、ネット・ゲーム依存症の対策として「乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについて啓発する」とあるが、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係がネット・ゲーム依存症の対策として有効という明確な科学的エビデンスはない。よって、ネット・ゲーム依存症対策が目的の本条例案に記載する必要性はない。

(2)

第11条2項に「著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は射幸性が高いオンラインゲームの課金システム等により依存症を進行させる等子どもの福祉を阻害するおそれがあるものについて自主的な規制に努めること等」とあるが、これらのコンテンツについては、CERO等によるレーティング又はR-18指定等による各事業者のゾーニングが自主的に行われており、各家庭又は個人がそれを参考にすることで特段問題なく運用されている。自主規制を推進することがネット・ゲーム依存症の対策として有効という明確な科学的エビデンスない状態で、本条例案に

記載するのは不適切である。

また「著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長」するコンテンツについても明確な基準はなく、自主規制による表現の萎縮が予測される。このような表現規制に類する条項は、日本国憲法に保障された表現の自由の侵害に抵触するおそれがあり、慎重に検討すべきである。しかしながら、本条例案は、議論過程が非公開かつ議事録も作成されていない。パブリック・コメントの受付期間も非常に短く、本条例案の制定に関わる手続きは拙速と言わざるを得ない。

(3)

第18条2項に「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に 当たっては、1日当たりの利用時間が 60

分まで(学校等の休業日にあっては、90

分まで)の時間を上限とすること及びスマートフォン等の使用に当たっては、義務教育修了前の 子どもについては午後9時までに、それ以外の子どもについては午後10

時までに使用をやめることを基準とするとともに、前項のルールを遵守させるよう努めなければならない。」とあるが、「ネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用」の判断基準が存在しないため、実効性がない。また、ネット・ゲーム依存症に1日当たりの利用時間等を制限することが有効である明確な科学的エビデンスがないので、第18条の記述は不適切である。

以上のように、本条例案はあらゆる面において科学的エビデンスに欠如しており、また、議論過程も不透明で拙速である。真に実効性のある条例を制定するためには、精神障害の学識経験者及びゲーム業界の関係各社等の意見を踏まえ、広く世間に公開した形で、事実と科学的エビデンスに基づき時間をかけて議論する必要がある。しかし、本条例案の議論過程はそのような形になっていない。

最後に、本条例案の内容については、既にネットメディア等によって海外にも拡散されており、 世界中から「任天堂など世界的なゲーム企業があるのに、日本の行政のビデオゲームに対する認 識は非常に前時代的だ」と呆れられていることはご存じだろうか。本条例案は、現在進行形でわ が国の国際的評価を貶めていることも考慮の上、早急に撤回いただきたい。

議会事務局 (gikai@pref.kagawa.lg.jp)

差出人:

宛先: gikai@pref.kagawa.lg.jp

CC:

件名: 「パブリック・コメントへの意見」

日時 : 2020年02月04日(火) 21:31

フラグ : 有

香川県議会事務局政務調査課

ご担当者 様

と申します。

第11条に規定された事業者です。

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例(仮称)素案についてパブリック・コメ 、 ントです。

【事業者名】

【記入担当者名】

【所在地】

【電話番号】

【事業内容】

第11条では「インターネットを利用して情報を閲覧(視聴を含む。)に供する事業者」とありましたので、

全国のオンラインショップ運営会社にも関わります。

弊店では、

サービスを

行っております。

そのため「イージーオーダー実例」「フルオーダー実例」のページはお客様より人気です。

弊店が貴県の主に、ネットへの依存症対策に協力する場合、

「ご利用案内」ページの「その他のご注意事項」に以下文章を追加掲載したいと思います。

●香川県民のお客さまは「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例(仮称)」に 基づき

弊店のオンラインショップ閲覧につきましては、ご注意をお願いいたします。

施行されましたら、全国のオンラインショップに向けての周知、 また、掲載文の例文、推奨掲載文などを、お知らせいただけましたら助かります。

また、第2条(3)最後に「コンピューターゲーム」とありますが、 調べたところによると、

- ・アーケードゲーム
- ・コンシューマーゲーム(テレビゲーム、携帯型ゲーム)
- ・パソコンゲーム
- ・携帯電話ゲーム

などがありました。この条例は、ゲームセンターへの滞在時間にもかかわると 思います。

貴県内のゲームセンター、また貴県民が他都道府県に旅行にいった時に訪れる であろう

全国のゲームセンターにも、この条例や、掲載文の例文、推奨掲載文などを周 知お願いいたします。

以上

17 sq.	
1	
学类时間	10:00~18:00
ロギャム[F]	10.00~18:00
TEL:	FAX:

mail:

1.html